予 算 要 求 資 料

令和 4 年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:社会福祉費 目:老人福祉費

事業名 認知症施策推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号:058-272-1111(2623)

E-mail: c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

401 千円 (前年度予算額: 401 千円)

<財源内訳>

				財源			内	訳			
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	生 174 人	7. 11h	旧生	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県 債	財	源
前年度	401	200	0	0		0	0	0	0		201
要求額	401	200	0	0		0	0	0	0		201
決定額	401	200	0	0		0	0	0	0		201

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

県では、認知症に対する地域資源の充実を図るため、認知症医療において地域の拠点となる医療機関の指定や住民を対象とした認知症サポーター養成などの事業を通じて認知症対策を推進しており、市町村においても、地域の実情に応じながら、それぞれ独自の事業を展開している。

これらの施策は、専門的な見地からの助言を受けながら進める必要があるとともに、県内の市町村が取り組む認知症施策の水準を高めるため、各自治体間の情報共有の充実を図る必要があることから、以下の業務を実施する。

(2) 事業内容

- ○岐阜県認知症施策推進事業
 - ア 岐阜県認知症施策推進会議の設置 (年1回実施予定)

医師、認知症疾患医療センター担当者、介護従事者、市町村認知症施策総合推進事業実施市町村担当者等により構成する「岐阜県認知症施策推進会議」を設置し、施策の検討や、先進事例等の情報収集等を行う。

イ <u>市町村認知症連絡会の開催</u>(在宅医療介護の圏域別研究会と同時開催) 市町村認知症施策担当者を対象とし、県内市町村へ先進的な自治体 の取組事例等について情報共有するなどして県内の認知症施策の水準 向上を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

国庫負担 1/2 (介護保険事業費補助金)

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細				
報償費	147	認知症施策推進会議報償費				
旅費	158	認知症施策推進会議、市町村連絡会等に係る旅費				
需用費	32	消耗品費、会議費				
役務費	40	通信運搬費				
使用料・賃借料	24	認知症施策推進会議、市町村連絡会等に係る会場使用料				
合計	401					

決定額の考え方

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

・第8期岐阜県高齢者安心計画「施策の推進」(認知症施策の推進)に位置付けられている。

(2) 事業主体及びその妥当性

・県内市町村において実施する認知症施策について、先進事例や有効な取り組みに関する情報を収集し、県内に周知する必要があることから、県が実施主体となることが適切である。

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

- □ 新規要求事業
- ■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

県内の認知症施策について、各自治体間の情報共有による施策水準の向上ならびに認知症に対する施策の一層の充実を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

七冊々	事業開始前	R2 年度	R3 年度	R4 年度	終期目標	
指標名	(R)	実績	目標	目標	(R)	達成率
1						%
2						%

〇指標を設定することができない場合の理由

情報の共有による認知症施策の充実と普及啓発による認知症に対する地域支援体制の促進を目的としており、数値化することが困難であるため。

(これまでの取組内容と成果)

令	岐阜県認知症施策推進会議の開催 令和3年3月開催
和 2	同推進会議の開催により、県内の認知症疾患医療センター(8か所)
年	の運営や取り組み状況について情報協を共有するとともに、認知症施策
度	に関して関係者が一堂に会して協議を行うことができた。
令	令和5年度当初予算にて追加
和 3	
年	
度	_ 指標①
令	令和6年度当初予算にて追加
和 4	
年	
度	指標① 目標: 実績: 達成率:%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価)

認知症支援体制は地域によって較差が生じており、推進会議や 連絡会の開催による県内全体の認知症施策方針の共有や、情報共 有等による各市町村の取組の底上げを実施する必要がある。

- 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない

(評価) 2

県内の認知症施策に関する方針の決定・共有のための事業は、 これをおいて他になく、有識者の意見を県の施策に取り入れる機 会などとして有効である。

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
- 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 1

この事業によって開催される会議・連絡会は、認知症に携わる 関係者・関係機関によって構成されるもので、必要かつ最少の人 員によって開催されるものである。

(今後の課題)

認知症施策推進大綱及び認知症施策推進基本法案を受け、県内の多職種が 協働して更なる認知症施策を推進していくことが必要である。

(次年度の方向性)

引き続き事業を実施し、県の認知症政策の方向性を検討するとともに県内 各市町村等の認知症施策の推進支援を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果など	